平成２９年度

**要　　望　　書**

**静岡県中小企業団体中央会**

**静岡市葵区追手町４４番地の１**

平成２８年１１月２１日

静岡県知事　川　勝　平　太　様

静岡県中小企業団体中央会

会　長 　諏 訪 部　 敏 之

日頃より当会の事業運営につきましては、格別なるご支援とご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

我が国経済は、アベノミクス効果によって徐々に回復傾向を示しつつありますが、県内の多くの中小企業・小規模企業は、大手企業の海外進出による受注の減少に加え、大都市圏への人口流出に伴う人材の確保難と人件費の高騰、さらには、原材料価格の高騰によるコストアップなど、まだまだ厳しい経営環境が続いている状況であります。

このような中、一部の県内中小企業者は市場競争力のある新商品開発や成長産業分野への進出など新たなチャレンジによる現状打開を図るものの、多くの中小企業者は厳しい経営環境の中、将来に向け暗中模索の状況から脱し得ないものとなっております。

このときに当たり、私ども中小企業団体中央会は、組合の基本理念である「相互扶助の精神」に則り、これら中小企業の課題を組合等の連携組織を通じた支援を積極的に行うことで、中小企業・小規模企業の課題解決を図ることができるよう、平成２９年度につきまして、以下の事項について強く要望致します。

平成２８年１１月２１日

静岡県議会議長　鈴　木　洋　佑　様

静岡県中小企業団体中央会

会　長 　諏 訪 部　 敏 之

日頃より当会の事業運営につきましては、格別なるご支援とご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

我が国経済は、アベノミクス効果によって徐々に回復傾向を示しつつありますが、県内の多くの中小企業・小規模企業は、大手企業の海外進出による受注の減少に加え、大都市圏への人口流出に伴う人材の確保難と人件費の高騰、さらには、原材料価格の高騰によるコストアップなど、まだまだ厳しい経営環境が続いている状況であります。

このような中、一部の県内中小企業者は市場競争力のある新商品開発や成長産業分野への進出など新たなチャレンジによる現状打開を図るものの、多くの中小企業者は厳しい経営環境の中、将来に向け暗中模索の状況から脱し得ないものとなっております。

このときに当たり、私ども中小企業団体中央会は、組合の基本理念である「相互扶助の精神」に則り、これら中小企業の課題を組合等の連携組織を通じた支援を積極的に行うことで、中小企業・小規模企業の課題解決を図ることができるよう、平成２９年度につきまして、以下の事項について強く要望致します。

１．指導員・職員設置費等

中小企業連携組織対策事業費補助金の満額確保について

変化の激しい経済情勢にあって、中小企業は多くの困難に立ち向かい、積極果敢に挑戦を続け、地域経済の発展に大きな役割を果たしています。

また、中小企業団体中央会は６０余年の長きにわたり、「相互扶助組織である中小企業組合の支援を通じて中小企業の振興・発展に寄与する」という理念に基づき、中小企業の組織化、運営支援に邁進して参りました。

こうした中、昨今の我が国経済は、少子高齢化やグローバル化の急速な進展などにより、今までになかった社会的ニーズが多分野にわたり発生し、中小企業には、かつてないほど複雑で専門的な対応が早急に求められています。

　そこで、我々中央会は、中小企業が取り組む連携や組織化を通じ、既存の経済活動はもとより、成長分野など新たな分野に対してもその支援を強化し、加えて中小企業・小規模企業に対する連携組織としての中小企業組合制度を活用した、地域経済の活性化や地域創生を目指す責務があると意を強くしている次第です。

　つきましては、県当局よりご支援をいただいております「中小企業連携組織対策事業」をさらに実効性のあるものとすべく、組合及び傘下中小企業を支援する職員（指導員３０人、職員５人）の設置費・設置諸費をはじめ「中小企業連携組織対策事業費補助金」の満額確保について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

２．中小企業・小規模企業並びに中小企業組合に対する

支援強化について

　静岡県では、静岡県中小企業・小規模企業振興基本条例（仮称）の制定にむけて取り組んでおられますが、その制定により、中小企業・小規模企業と支援組織の役割が明確化されることに加え、中小企業・小規模企業の振興を具現化するための具体的施策の実施が求められております。

　中小企業・小規模企業の持続的な発展を促進させるためには、企業自身が経営資源の確保及び経営の革新を図ることが重要ですが、中小企業・小規模企業の多くは経営資源が不足していることから、企業単独で経営の革新を図ることは困難になっております。

このような中、中小企業・小規模企業が中小企業組合制度を活用して事業活動を活発化させていくことが、企業の経営力強化にとって有効な手段と考えております。

このため当会は、中小企業組合の設立をより一層促進するために、新たな取組みを行いたいと考えております。

平成２９年度の事業計画を検討する中で、小規模企業への支援強化を事業の柱の一つに掲げ、実態把握のための調査を実施し経営課題を明らかにしつつ、小規模企業が連携する機会を提供しグループ化（コンソーシアム形成）を進めることとしております。さらにグループが取り組むべき目的を明らかにした中で中小企業組合を組織化し、連携組織による小規模企業の体質強化を目指すこととしております。

当会におきましては、中小企業・小規模企業が、厳しい経済環境にありながらも、ますます本県経済の大きな原動力となるよう、引き続き中小企業組合による支援に取り組んで参りますので、連携組織による中小企業・小規模企業の体質強化を図るためのご支援賜りますようお願い申し上げます。

３．「中小企業者に関する国等の契約の方針」による、

官公需適格組合への発注機会の拡大について

昨年度、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(官公需法)が改正され、中小企業の受注の機会の増大に向けた見直しが図られました。

また、「静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例」において、中小企業者の範疇に「事業協同組合、企業組合、協業組合、官公需適格組合」を明記していただき、さらに、官公需適格組合の建設業許可取得に関する組合員技術者の在籍出向が認められるなど、組合組織による官公需受注を図るための体制が強化されております。

こうした中、ラグビーワールドカップ２０１９や２０２０年東京オリンピック・パラリンピックといった全国レベルでのスポーツイベントが開催され、競技施設整備等をはじめ県内でも関連する動きが始まろうとしております。

官公需適格組合は、官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合であることを国（中小企業庁・経済産業局）が証明する制度で、国等の契約の方針において、「国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする」と明文化されております。

そこで、官公需法並びに県条例の精神に基づき、官公需適格組合をはじめとする中小企業組合への、県内公共事業に係る受注機会がさらに拡大できますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

４．中小企業の人材確保・育成にむけた対策の実施について

近年の人口減少、人口構造の変化などにより、中小企業・小規模企業は幾多の経営課題に直面しております。

特に、県内中小企業における人材の確保に係る状況は、新卒をはじめ、若者、女性、シニア等の採用難が続き、加えて、技能・技術を保有する従業員の高齢化等、深刻な問題として捉えられております。

加えて、企業及び中小企業組合等の後継者育成や業界リーダーの養成も大きな課題であり、中小企業における人的新陳代謝は、保有技術・技能の向上や企業継続を図るための基礎的要件であり、なんとしても克服しなくてはならない課題であります。

　そうした中、当会では中小企業組合へ専門家を派遣するなどして、中小企業の人材の確保・育成に向けた支援事業を積極的に行っているところでありますが、中小企業の継続・発展のためには、人材の確保・育成が重要課題であることから、静岡県として積極的なご支援をお願い申し上げます。